

鹿児島県伊佐市地域おこし協力隊「IT活用促進・eスポーツ普及促進」募集要項

【 募集にあたって 】

伊佐は市でありながら、高齢化率が4割を超える過疎地域で、「まち・むら」の要素を持っています。豊かな自然環境と適度な暮らしのサービス、地域の文化も残っており、移動手段とスマホがあれば、ある程度は快適に田舎暮らしができる場所でもあります。

人口減少の流れが続くなか、超スマート社会への対応も考えると、特に高齢者のIT活用促進は必要となっています。また、田舎暮らしを希望する若者等が、数ある地域から伊佐を選んでくれるための魅力の磨き上げと条件整備も工夫していかなければなりません。

そのような中、民間の団体では、eスポーツを通じた子どもや高齢者への普及活動や、事業所対抗のeスポーツイベントの開催、東京ゲームショーへの出展などを通じて、地域を活性化させようとする取り組みもなされています。

一方では、少子化のなか、子どもたちの楽しみづくりとして、カヌーやスケートボードなどの少人数でも取り組めるスポーツの普及や主体的な地域への活動なども支援しています。

このようなことから、住民へのIT活用促進やeスポーツ普及促進を柱として、地域を活性化するお手伝いをして下さる方を募集します。

1 募集する隊員の業種等

(1) 主たる業務

「IT活用促進・eスポーツ普及促進」

(2) 業務・活動概要

(ア) 具体的活動内容

- ・住民（特に高齢者）や地域コミュニティ等へのIT活用促進の支援
- ・超スマート社会への対応検討・若者の移住・定住の促進
- ・市民へのeスポーツの普及・eスポーツによる地域活性化

<例えば…3年間の活動一例>

1年目：住民向けのスマホ教室やeスポーツ教室の実施、その他IT活用促進の取り組み

eスポーツ協会と協力したイベントの実施、超スマート社会への対応検討など

2年目：1年目の活動を継続しつつ、IT活用促進によるコミュニティ等の活性化、eスポーツ普及による地域活性化、IT関連者などの若者の移住・定住の促進など

3年目：1～2年目の活動を継続しつつ、移住の場合は起業に向けた準備など

※ 任期終了後、他業種への就職の参考は5頁QRコード参照

(イ) 隊員の企画提案業務

主たる業務を遂行するなかで、地域住民や地域づくり団体等との協働による地域づくりに資する活動を隊員が自ら企画し、提案した事業について、市が適当と認めた場合、一定の範囲内において業務の一環として組み込むことができます。

<例えば…>

- 集落に伝わる郷土芸能の盛上げに協力したい
 - 地域イベントの盛上げに協力したい
 - 地域におけるデザイン力の底上げをしたい
- など、自由に興味を持ったことを企画してください。

(ウ) その他（副業及び起業に向けての準備業務）

市の担当者と相談の上、業務に支障のない範囲であれば副業を認めます。

また、任期終了後に市内での起業を目指す場合は、その準備作業も業務対象とします。

2 募集人数

1名

3 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢：20歳以上概ね50歳未満（令和7年4月1日現在）
- (2) 3大都市圏（※1）及び3大都市圏外の都市地域（※2・※3）に在住の方で、生活の拠点を伊佐市に移すとともに伊佐市に住民票を異動することができる方
- (3) 伊佐市に1年以上居住が可能な方
- (4) 心身ともに健康で地域住民の方々とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（生活用に自動車・バイク等の調達を推奨します）
- (6) パソコン等の一般的な操作ができる方（Word、Excel等の操作やSNS活用等）
- (7) 活動終了後、起業・就業し、定住する可能性のある方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（※1）3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

（※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下「条件不利地域」という）に該当しない市町村をいう。

（※3）「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4 活動場所 鹿児島県 伊佐市内（伊佐市役所大口庁舎内）

5 活動時間

- (1) 1か月の勤務を要する日は、原則として17日とします。（13ヵ月目以降は15日）
- (2) 活動時間は、原則として8時30分から17時までとします。なお、12時から13時までの1時間の休憩時間を含みます。

6 活動形態・期間

- (1) 伊佐市の会計年度任用職員として伊佐市長が委嘱します。
- (2) 活動期間は、着任日から年度末（3月31日）までとします。再度の任用については、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断することとし、活動期間は最長で3年間（36ヶ月）となります。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 給与等

- (1) 月額204,480円を支給します。（所得税、社会保険料等が控除されます）
- (2) 期末手当及び勤勉手当 最大年間2.4月（6・12月に支給します。ただし、任用期間の関係で最初の支給は満額支給されない場合があります。）

8 待遇・福利厚生等

- (1) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (2) 公務災害補償の適用を受けます。
- (3) 活動期間中の住居にかかる家賃は伊佐市が負担します。（生活必需品や光熱水費等は自己負担）
※ ただし、家賃月額が5万円を超える場合の超過分は自己負担となります。
- (4) 年休 最大10日（採用日、勤続年数により変わります。）
- (5) 特別休暇 あり
- (6) その他 引越しにかかる費用は自己負担です。

9 応募手続き

- (1) 応募期間 令和7年7月25日（金）から令和8年1月30日（金）まで（必着）
※ 順次、選考を行っていくことから、応募期間中であっても募集を締め切る場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して伊佐市役所 企画政策課 政策調整係まで郵送又は持参して下さい。
※ 応募用紙等はお返しいたしません。

10 選考方法

- (1) 第1次選考（書類審査：順次選考します）
書類選考の上、結果を文書で通知します。
※ 応募用紙により書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。
- (2) 第2次選考（面接：順次選考します WEB 面接可）
 - ① 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程等の詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。
※ 面接は原則伊佐市での開催を予定していますが、応募者が希望する場合はオンラインで実施することも可能です。
※ 面接のために要する交通費等は自己負担となります。
 - ② 選考結果（最終）を文書で通知いたします。
※ 選考結果通知書（採用内定通知書）は、面接が終わり次第早急に発送いたします。

11 応募・問い合わせ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係

受付時間：閉庁日を除く（午前8時30分～午後5時15分）原則、勤務時間内

担当：門田 真幸

電話：0995-23-1311 FAX：0995-22-5344

E-mail：seisaku@city.isa.lg.jp

12 その他

- ◆ 鹿児島県伊佐市って？ 空き家バンク、移住者の声などを掲載！

【ここがい～さ】



- ◆ 鹿児島県伊佐市の面白いスポットやグルメ、暮らしの情報などを発信中！

【イサタン】



◆ 鹿児島県伊佐市にはどんな仕事があるの？卒業後のための企業・事業所ガイド！

【いさJOB】

